

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年3月10日(水) 午前10時00分から午前10時32分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 21人

会 長 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 5番 田邊 洋樹 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委 員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員

6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員 9番 野口 國治 委員

11番 高橋 英和 委員 12番 藤原 正美 委員 13番 難波 明朗 委員

14番 平井 正敏 委員 16番 藤原 安信 委員 17番 矢野 秀典 委員

18番 片岡 泰助 委員 19番 石井 雄一 委員 20番 出口 哲士 委員

22番 井上 保邦 委員 23番 難波 朋裕 委員 24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 2人

8番 山地 康弘 委員 15番 中西 公仁 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 田邊 洋樹 委員 7番 山本 義弘 委員 9番 野口 國治 委員

14番 平井 正敏 委員 22番 井上 保邦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

追加議案第1号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

報告第6号 市長と農業委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議につ

いて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局課長主幹 吉井 正二 事務局主幹 中村 英樹

事務局主幹 塩見 雅子 事務局主幹 日下部 啓司 事務局主幹 成田 裕次

事務局主任 小山 八穂子 事務局副主任 剣持 裕典

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

(開会 午前10時00分)

事務局
佐々木次長

皆様おはようございます。
定刻となりましたので、ただ今から3月の総会を始めたいと思います。
総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。

吉田会長
(以下「議長」)

ただ今から、令和3年3月の総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は21名です。
在任する委員23名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。
皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。
それでは、これより議事に入ります。

まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

それでは、議席番号23番 難波 朋裕 委員と、議席番号24番 小山 智子 委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の日下部主幹と、小山主任を指名いたします。

以上で議事日程第1を終わります。

続きまして、議案審議に入ります。
総会議案の1頁をお開きください。

議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から説明をお願いします。

事務局
小山主任

【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】

小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から5頁にかけて21件の申請がありました。

権利の種類の内訳は、貸借権設定が3件、所有権移転が18件です。

まず議案の訂正がございますので、お配りした議案訂正表の1頁をご確認ください。

4頁17番申請地の登記面積についての訂正です。

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号、1番から21番について調査票をもとに説明】

まず1番について、前回保留の案件で、倉敷南地区協議会で審議しましたが、譲受人の所有農地において、一部管理不適切な状態が認められ、いまだ是正がなされていないため、引き続き保留とのご意見でした。

次に7番と9番についてですが、倉敷東地区協議会において審議したところ、申請者の耕作状況について疑義が生じ、来月開催の倉敷東地区協議会で申請者から事情を伺うということで、今月は保留とのご意見でした。

また、16番と18番については、令和3年3月2日付けで申請取り下げ書が提出されました。

こちらはお配りした、審議案件取り下げ表のとおりです。

ご覧いただいておりますとおり、その他は特に問題となる案件はありませんでした。

今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、1番、7番、9番は保留、16番と18番は取り下げ、その他の16件については、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の21件ですが、1番、7番、9番の3件は保留、16番と18番は取り下げ、残す16件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第1号は、1番、7番、9番は保留、16番と18番は取り下げ、残す16件については許可と決定いたします。

続きまして、6頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
中村主幹

【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、6頁に1件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農

地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました1件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた1件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この1件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明がありました、農地法第4条の規定による許可申請の1件は、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1件は、許可と決定します。

続きまして、7頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】**
中村主幹

中村です。説明の前に、議案の訂正がございます。

7頁1番、粒江の件ですが建ぺい率が29.0%とありますが、31.8%です。
次に9頁12番、木見の件ですが、同じく建ぺい率が24.8%となっておりますが、26.8%です。

それでは、説明をさせていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、7頁から9頁にかけて12件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました12件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた12件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この12件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の12件は、全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から12番について許可、と決定します。

続きまして、10頁をご覧ください。
議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題にします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 小山主任 【議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」の説明】

小山です。それでは説明させていただきます。
議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、10頁に1件の申請がありました。前回からの保留案件です。

前回総会において、賃貸人が主張する内容等について賃借人側から弁明を求める必要があり、3月開催の地区協議会に賃借人の法定相続人を招致して、事情聴取を行う旨をご承認いただきました。

今回、3月4日開催の玉島地区協議会において、賃借人の法定相続人を招致し、ご事情を伺いました。実際に出席なさったのは、倉敷市在住の法定相続人の代理人（息子さん）です。

相続人3名のうち2名は県外居住ということもあり、欠席のご連絡があった際、借入地については、すべて倉敷市在住の兄が関与しているもので、事情はまったく分からないこと、出席可能な法定相続人へ一任すると申し出がありました。

聴取内容につきましては、お手元に配付しております意見聴取票（賃借人）に記載しておりますのでご覧ください。

聴取した内容は、1. 賃貸借の経緯・内容について、2. 賃借料の支払い状況について、3. 賃借人の耕作状況について、4. その他賃貸借に関することについてです。

賃借人から伺った内容をまとめますと、1について、賃貸借について、詳しくは分からないが戦前から思う。

農地を■■■さんから借りていると認識している。

2について、約11年前から支払いをしていない。

賃借料の金額について、役場（当時の船穂町）へ相談に赴き、年額5千円程度が相場と聞いたため、その金額で数回支払った。

その前はもっと支払っていたと思う。

賃借料を農協口座へ振り込むに際し、いつ頃からか、口座名義人だけでなく口座番号も必要となり、振り込みが不可能となった。

これがきっかけで賃借料の支払いができていない。

振り込みできないことは賃貸人へ伝えた。

3について、該当地において、約10年程度耕作はしていない。
草刈りは年1, 2回程度行っているものの、草の繁る速度に追いつかない状況。
本人（賃借人相続人）の体調不良により、耕作できない。
自己所有地に作付けはしていない。
農業収入はない。
以前ぶどう栽培をしていた頃の農機具は手元にある。
後継者は本人の息子だが、本人の介護のため農業をする余裕がない。

4について、ずっと借りている農地であり、設置した施設が残っているので、継続して借りたいと思う。

現在のところ該当地を返還する（合意解約する）つもりはない。

介護の状況が解決（本人の施設入所等）すれば、後継者はぶどう栽培等を再開したいと思うが、具体的な見込みはお答えできない。

誓約書については、和解の仲介（令和元年11月開催）に出席した際、初めて認識した。

その有効性については、今後改めて検討したい。

本人（賃借人相続人）は、自宅で息子（後継者）により介護されている。

というものでした。

今回の案件について玉島地区協議会でご審議いただきましたが、双方の意見聴取内容を整理し精査する必要があるため保留、とのご意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、農地法第18条の規定による許可申請は、引き続き保留とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということでございますので、議案第4号は保留とします。

続きまして、11頁をご覧ください。

議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいります、田邊委員、山本委員、野口委員、平井委員、井上委員に関する案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

（ 田邊, 山本, 野口, 平井, 井上 委員 退席 ）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局
塩見主幹

【 議案第5号「農用地利用集積計画について」の説明 】

塩見でございます。それでは説明をさせていただきます。

議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、11頁から18頁にかけて93件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が17件、使用貸借が76件でございます。

また、利用期間の更新は47件、更新切れを含む新規は46件でございます。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地所有適格法人によるものが14件、JA晴れの国岡山によるものが2件、NPO法人によるものが1件、その他は個人でございます。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

14頁17番、NPO法人の案件でございますが「利用権設定における確約書」が添付されており、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行なうと見込まれます。

議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、93件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第5号は、全件承認といたします。

事務局、5名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた5名の委員に報告いたします。

議案第5号は全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、29頁をご覧ください。

議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
吉井課長主幹

【議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明】

吉井です。議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。

29頁をご覧ください。

上東地区で1件の申請がありました。
特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は上東で、被相続人と同一住所の農家世帯です。

申請農地は自宅の西約80mに位置しております。

現地を確認したところ、水稻収穫後、耕耘されており、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。

また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。

そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

また、今回の調査内容について東地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明がありました。議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の1件は、承認意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということでございますので、議案第6号の1件を承認と決定します。

続きまして、追加議案があります。
追加議案の1頁をご覧ください。

追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題とします。

これについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 塩見主幹 【追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」の説明】

塩見でございます。それではご説明いたします。

追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」でございます。

提案理由でございますが、倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員より辞任届が提出されたため、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を求めるものでございます。

辞任届出者の氏名は安田公彦推進委員、辞任理由は一身上の都合によるものでございまして、辞任届提出日は令和3年3月9日でございます。

農業委員会等に関する法律第23条の規定では「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」とされております。

農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決によるものとされていることから、この度、追加議案として上程させていただきました。

辞任の詳細でございますが、現在1名欠員となっております農業委員を、4月に募集することになり、この農業委員の募集に応募するためでございます。

ご承認いただけましたら、本日の総会の日をもって辞任となります。

また、このことにより倉敷西地区の推進委員が1名欠けることとなります。

欠員となった場合の推進委員の補充につきましては、倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第12条第1項の規定に「農業委員会は、解嘱、失職、辞任等により推進委員に欠員が生じた場合は、この規則に定めるところにより、速やかに補充に努めるものとする。」とされておりますので、事務局といたしましては、当該区域の業務に支障をきたすことがないように、速やかに募集したいと考えております。

募集期間は3月11日(木)から4月9日(金)までとし、周知は農業委員会ホームページ、事務局窓口へのチラシ設置及び掲示板への掲示を予定しておりますので、ご了承くださいたいと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 事務局から説明がありましたが、安田推進委員の辞任について同意することに、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」同意することを決定します。

審議案件は以上です。

ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第6号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

事務局 【報告第1号から第6号について報告・説明】

剣持副主任

剣持です。報告いたします。

30頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、30頁から39頁にかけて26件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に40頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、40頁から41頁にかけて6件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に42頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、42頁から50頁にかけて38件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に51頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが51頁から52頁にかけて5件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に53頁をお開きください。

報告第5号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが53頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。

引き続きまして、54頁をお開きください。

報告第6号「市長と農業委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」でございます。

趣旨をご覧ください。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができるとされています。

この度、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する業務の一部を農業委員会事務局長が補助執行することについて農業委員会に協議があったものです。

では、55頁をご覧ください。

こちらは市長から農業委員長あての協議文書でございますが、記の次の行をご覧ください。

農業委員会事務局長の補助執行事項1、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条に規定する農用地利用集積計画の作成及び同法第19条に規定する農用地利用集積計画の公告に関する業務に関すること。

2、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号）第8条第1項に規定する農地中間管理事業規程に基づき市が受託する業務に関すること。

施行期日、令和3年4月1日から効力を生ずるものとする。

1につきましては、利用権設定に関する申込書の受付や終期、更新通知の送付、農用地利用集積計画の公告等の業務でございます。

2につきましては、農地中間管理事業に関する貸付希望申出書の受付、農地中間管理機構との協議、マッチング等市が受託する業務でございます。

新年度から農業委員会が行うこととなりますので、ご了承いただきたく存じます。

報告案件は以上でございます。

ご確認のうえ、ご了承をお願いします。

議 長 事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。

各委員 **【質問なしの声】**

議 長 ご質問がないようですので、報告第1号から報告第6号については、すべて確認、了承いただきました。

ありがとうございました。
以上で、すべての 議案審議、報告が終わりました。
事務局から何かありますか。

事務局 **【事務局から連絡事項を伝える】**
佐々木次長

事務局から連絡事項をお伝えします。

(事務局移転、次回総会の日程案内など連絡)

以上です。

議 長 ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は4月14日(水)です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。
それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時32分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和3年3月10日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員